

新宿区バレーボール連盟登録規程

第1版 平成20年 4月 2008年
第2版 平成21年 3月 2009年
第3版 令和 2年 4月 2020年



新宿区バレーボール連盟

新宿区バレーボール連盟登録規程【一般男女】

本規程は、新宿区バレーボール連盟規約の付則に基づき、一般男女チームの本連盟への加盟登録に係わる規則等について定めたものである。

【加盟登録】

第1条 新宿区内在住者または在勤者で構成されたチームであることを原則とする。

第2条 学生で構成されたチームは、これを認める。但し、大学連盟及び高校体育連盟に登録しているものは、これを認めない。

第3条 本連盟の家庭婦人連盟にチーム構成メンバーとして登録しているメンバーの重複登録は認めない。

第4条 加盟登録は、当該年度内を有効期間とし、年度の途中でも登録することができる。

第5条 加盟登録しようとするチームは、本連盟所定の加盟登録費を納付するものとする。

【新規加盟登録】

第6条 加盟登録したチームに新規メンバーを年度途中で追加登録することができる。

【構成メンバーの移籍】

第7条 当該年度途中における構成メンバーの移籍は、旧チームの構成メンバー抹消承認日以降に新チームへ追加登録することができる。

【加盟登録及びチーム構成メンバーの抹消】

第8条 加盟登録したチームは、年度途中において、チームを抹消することができる。

第9条 加盟登録したチームは、年度途中において、構成メンバーを抹消することができる。

【加盟登録取り消し・停止】

第10条 本連盟は加盟登録に際し、チーム及びそのチーム構成メンバーの申請内容に虚偽があった場合、またはアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が判断した場合は、チーム及びその構成メンバーに対し、登録の取り消し若しくは連盟事業への一定期間参加並びに出場の停止を命ずることができる。

【申請】

第11条 加盟登録、追加加盟登録及び加盟登録の抹消は、本連盟所定の書式に必要事項を記載し、本連盟の承認を得なければならない。

【本規程の改廃】

第12条 本登録規程は、理事会の決議により改廃することができる。

【付則】

第1版	平成20年4月	2008年
第2版	平成21年3月	2009年
第3版	令和2年4月	2020年

新宿区バレーボール連盟登録規程【家庭婦人】

本規程は、新宿区バレーボール連盟規約の付則に基づき、家庭婦人チームの本連盟への加盟登録に係わる規則等について定めたものである。

【加盟登録】

第1条 新宿区内の家庭婦人で構成されたチームであることを原則とする。

但し、次の選手の登録を認める。

- ① 長年にわたり本連盟の家庭婦人連盟に登録し、活動実績のある選手が区外へ移住し、当連盟に限り活動する場合
- ② 新宿区内に在住する35才以上の独身女性

第2条 本連盟の一般チームとしての構成メンバーとして登録しているメンバーの重複登録は認めない。

第3条 加盟登録は、当該年度内を有効期間とし、年度の途中でも登録することができる。

第4条 加盟登録しようとするチームは、本連盟所定の加盟登録費を納付するものとする。

【新規加盟登録】

第5条 加盟登録したチームに新規メンバーを年度途中で追加登録することができる。

【構成メンバーの移籍】

第6条 当該年度途中における構成メンバーの移籍は、旧チームの構成メンバー登録抹消承認日から30日間後に新チームへの追加登録することができる。

【加盟登録チーム及び構成メンバーの抹消】

第7条 加盟登録したチームは、年度途中において、チームを抹消することができる。

第8条 加盟登録したチームは、年度途中において、構成メンバーを抹消することができる。

【加盟登録取り消し・停止】

第9条 本連盟は加盟登録に際し、チーム及びそのチーム構成メンバーの申請内容に虚偽があった場合、またはアマチュアスポーツマン精神に反すると本連盟が判断した場合は、チーム及びその構成メンバーに対し、登録の取り消し若しくは連盟事業への一定期間参加並びに出場の停止を命ずることができる。

【申請】

第10条 加盟登録、追加加盟登録及び加盟登録の抹消は、本連盟所定の書式に必要事項を記載し、本連盟の承認を得なければならない。

【本規程の改廃】

第 11 条 本登録規程は、理事会の決議により改廃することができる。

【付則】

新規追加加盟登録者は大会参加申込時までに登録手続きを済ませることでその大会に参加することができる。

(第 5 条・第 6 条補足)

第 1 版 平成 20 年 4 月 2008 年

第 2 版 平成 21 年 3 月 2009 年

第 3 版 令和 2 年 4 月 2020 年